一　般　競　争　入　札　公　示　（浴室改修工事）

社会福祉法人 京都ライトハウスの「生活介護事業所 らくらく」における浴室改修工事について一般競争入札を行いますので、下記の通り公告いたします。

平成29年2月27日

社会福祉法人　京都ライトハウス

理事長　神谷　俊昭

記

1. 工事概要
	1. 工事名称　　　生活介護事業所　らくらく　浴室改修工事
	2. 工事面積　　　浴室26㎡
	3. 工事内容　　　①解体撤去工事（既存浴槽埋戻し・既存浴槽内御影石

撤去・浴槽出入口横御影石撤去・個浴槽撤去）

②下地（タイル・御影石）解体及び補修工事

　　　　　　　③電気設備工事

　　　　　　　④給排水衛生設備工事

　　　　　　　⑤新浴槽金物工事（手すり等）

* 1. 工事場所　　 京都市北区紫野花ノ坊町11番地

　　　　　　 社会福祉法人　京都ライトハウス

　　　　　　 生活介護事業所　らくらく　浴室

　　(4) 工事期間　　　工事請負契約締結から平成29年5月下旬

(5) 発注者 社会福祉法人　京都ライトハウス

1. 入札参加資格
	1. 京都府・市の指名競争入札参加資格登録を受け、入札参加時点で入札参加停止処分を受けていないこと。
	2. 過去2年間に京都府・市内において福祉施設等での同程度の浴室改修工事の実績があるもの。
	3. 広告日から落札決定までの期間に自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。
2. 入札参加資格確認申請手続き
	1. 受付期間　　　公告日から平成29年3月6日（月）まで。

　　　　　　　　　　　受付時間は午前10時から午後4時までとする。

* 1. 申請書の配布　次のメールアドレスに請求して下さい

　　　　　　　E-mail info@kyoto-lighthouse.or.jp

担当　 村山 又は 淺野

　　　　　　　件名 「入札参加資格確認申請書送付希望」とする。

* 1. 申請方法　　　持参又は書留郵便必着。
	2. 提出書類　　　①一般競争入札参加資格確認申請書

　　　　　　　②会社案内・会社経歴書

　　　　　　　③建設業許可証明書の写し

 　　　 ④入札参加資格の施工実績を証する工事請負契約書の写し及び図面

　　　　　　　⑤監理技術者を証する資格証の写し

　　　　　　　⑥過去2年間の決算書

　　　　　　　⑦誓約書

　　　　　　　⑧その他指示するもの

* 1. 申請関係書類の提出・連絡先

　　　　　　　社会福祉法人　京都ライトハウス

　　　　　　　生活介護事業所　らくらく

　　　　　　　担当　 村山 又は 淺野

　　　　　　　住所　 〒603-8302

 京都市北区紫野花ノ坊町11番地

　　　　　　　電話　 075-462-4400

E-mail info@kyoto-lighthouse.or.jp

(6) 結果通知　　　すべての申請者に対してE-mailで入札参加結果を通知すると共に、参加資格が有りと確認された場合は仕様書・質問回答書・入札参加申込書・入札説明書・入札書等をE-mailで送付します。

5. 質問受付及び回答の方法と時期

(1) 質問受付期限　 平成29年3月8日（水）午後4時までにE-mailにて送付して下さい。

(2) 回答日 平成29年3月10日（金）午後4時までにE-mailにて回答。

6. 入札の実施

(1) 入札方法　　 一般競争入札

(2) 入札日時　　 平成29年3月17日（金）午前10時～10時30分

(3) 入札場所　　 社会福祉法人　京都ライトハウス　地下研修室2

 〒603-8302　京都市北区紫野花ノ坊町11番地

(4) 最低制限価格　有（非公開）

(5) 入札に関する注意事項

* + 1. 入札参加時には「入札参加通知書」をご持参・提示ください。
		2. 代理人の場合は委任状を提出してください。
		3. 遅参は認めません。
		4. 入札書（必要事項を記入したもの）を提出してください。
		5. 入札への「参加申込書」の提出があった場合で、落札したが契約を調印しない時は、調停業務への妨害行為として5％に相当する額を違約金として徴収されることの了解があったものとして扱わせていただき、請求のうえ納付いただきます。
1. 決定方法
	* 1. 入札で最安値を提示したものを契約の候補者とし、同一価格の入札の場合は法人規程により決定する事とします。
		2. 入札後、上位のものが失格等になった場合は、次点のものと契約の協議を行います。
		3. 契約の候補者との本契約の締結は、法人理事会での承認後になります。
		4. 契約の候補者は、事後の履行確認のために、入札に記載の入札金額の内訳書の提出を願います。
2. 契約
	* 1. 理事会の承認を得た契約の候補者とは、以下の項目を記載した契　約書により契約します。
		2. 契約書は原則として候補者に作成していただき、必要事項を加除したうえ　で調印締結するものとします。
		3. 契約書に必要な項目
			1. 契約の目的、契約金額、履行期間及び契約保証金に関する事項
			2. 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
			3. 監査及び検査
			4. 履行の遅滞その他責務の不履行の場合における遅延利息、契約金その他の損害金
			5. 危険負担
			6. 保障責任
			7. 契約に関する紛争の解決方法
			8. その他の必要な事項
3. 支払条件

　　　工事完了検査合格後、請求をうけて翌月払いとします。

以上